

旅行条件書【要旨】

この書面は、旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。詳しい旅行条件を説明した書面をご用意しておりますので事前にご確認のうえお申し込みください。

この旅行は、札幌観光バス株式会社(以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)が締結することになります。

1.旅行のお申込み及び契約成立

(1)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段にてお申込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社から予約の旨を通知した後、予約の申込み翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、申込みはなかったものとして取扱います。

(2)通信契約による旅行契約は、お申込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

2.旅行代金のお支払

旅行代金は、旅行開始の前日から起算しさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。14日以降にお申込みされた場合は申し込み時に全額お支払いいただきます。

3.旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送・宿泊機関の運賃・料金及び消費税等々、これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。また、旅行日程に記載のない交通費などの諸経費及び個人的性質の諸費用は含まれません。

4.旅行保証

当社は、別途定める契約内容に重要な変更が生じた場合、旅行代金の一部を乗じた変更補償金をお支払いいたします。詳しくは旅行条件書(全文)にてご確認ください。

5.取消料(キャンセル料)

旅行契約の成立後、お客様の都合で取消される場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をいただきます。既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金で取消料がまかなえない時は、その差額を申し受けます。なお、取消日とはお客様が当社の営業日・営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。またお客様の都合により出発日やコースなどのご予約の変更を希望される場合も適用となります。

◆取消料(お一人様につき)

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様)
出発日の21日前の0時以降	旅行代金の30%
出発日の14日前の0時以降	旅行代金の50%
出発日の7日前の0時以降	旅行代金の100%

6.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2020年01月01日を基準としています。また旅行代金は2020年01月01日現在で有効な運賃・規則を基準としています。

7.個人情報の取扱について

(1)当社は旅行申込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関の手配及びそれらのサービスの受領のため必要な範囲内で利用させていただきます。

(2)当社および販売店にて取扱う商品・サービスなどのご案内、ご意見ご感想の提供・アンケートのお願い、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用して頂くことがあります。

(3)この他当社の個人情報の取扱いに関する方針などについては弊社ホームページ <http://www.sakkan.com/>にてご確認ください。

※旅行代金に諸税・サービス料が含まれております。